

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等  
（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）に対する意見

平成26年6月27日

金融庁総務企画局市場課 御中  
FAX 03-3506-6251

適格消費者団体  
特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5  
TEL 048-844-8972 / FAX 048-844-8973  
理事長 池本誠司

第1 意見の趣旨

商品関連市場デリバティブ取引の勧誘について、勧誘受諾意思の確認義務及び再勧誘の禁止を定めること、並びにその勧誘受諾意思の確認に際して、取引関係のない個人顧客に対し訪問・電話によることを禁止することについて、賛成する。

第2 意見の理由

商品先物取引においては取引の知識経験がない個人が訪問・電話勧誘を契機に深刻なトラブルに至るケースが多発したことから、平成21年の改正商品先物取引法施行により不招請勧誘禁止が導入され、ようやくトラブルが減少しつつある状況であり、この不招請勧誘禁止を緩和しようとする農水省・経産省の動きに対しては、各層から強い反対意見が多数表明されているとおりである。

金融庁の今回の政令改正案は、商品関連市場のデリバティブ取引について実質的に不招請勧誘を禁止する内容として評価することができる。

委託者の無用なトラブルを防止しつつ、金融商品取引及び商品先物取引の分野の健全な発展のためにも、不招請勧誘禁止は今後も維持し周知することが不可欠である。

以上